

第2節 各 論

第1 消火器具

1 設置場所及び配置等

(1) 設置場所

- イ 政令第10条第2項第2号に規定する「使用に際して容易に持ち出すことができる箇所」については、省令第6条第6項の規定を満足する範囲で、廊下、通路、室の出入口付近とすること。
- ロ 省令第9条第2号に規定する水その他消火薬剤が凍結し、変質し、又は噴出するおそれが少ない箇所の例は、次の場所であること。
 - (イ) 容器又はその他の部品が腐食するおそれのない場所
 - (ロ) 消火器に表示された使用温度範囲外となるおそれのない場所
 - (ハ) 乾燥砂、膨張ひる石又は膨張真珠岩は、雨水等がかからない措置を講じるとともに、地盤面又は床面からの高さが10 cm以上となる台所等の場所
- ハ 水槽に付置する消火用バケツは、当該水槽の直近の場所に設けること。

(2) 配置

- イ 政令別表第1の用途で相互に行き来ができない形態の場合は、それぞれの政令別表第1の用途に設置すること。
- ロ メゾネット型共同住宅は、一住戸を一階層とみなし、歩行距離20m以下となるように設置することができる。
- ハ 防火対象物の屋上に、遊戯施設、飲食の用に供する部分等不特定多数の者が利用する部分がある場合は、当該屋上部分にも、歩行距離20m以下ごとに配置すること。

2 小規模特定飲食店等に関する事項

- (1) 政令第10条第1項第1号ロに規定する「火を使用する設備又は器具」とは、業として飲食物を提供するため、当該飲食物の調理を目的として設ける、法第9条に規定する「火を使用する設備」又は「火を使用する器具」をいう。

なお、火を使用する設備又は器具に、法第9条に規定する「その使用に際し、火災の発生のおそれのある設備」又は「その使用に際し、火災の発生のおそれのある器具」は含まれないものであること。

- (2) 省令第5条の4に規定する「防火上有効な措置」とは、次のイからハまでのいずれかに該当する装置を設けることをいう。

イ 調理油加熱防止装置

鍋等の過度な上昇を感知して自動的にガスの供給を停止し、火を消す装置をいう。

ロ 自動消火装置

消防庁予防課長通知「厨房用簡易型自動消火装置に係る技術ガイドラインについて」(令和2年消防予第138号)により、小規模飲食店の厨房に求められる自動消火装置の一般性能等について、ガイドラインが策定されており、同ガイドラインに適合した装置についても、当該自動消火装置として取り扱うものとする。

消防庁予防課長通知「住宅用下方放出型自動消火装置の性能及び設置の基準について」(平成6年3月9日付け消防予第53号)における自動消火装置については、住宅の台所等を対象とした機器であり、業務用ガスコンロの火災に対応できる消火性能を有していないことから、同装置の設置を防火上有効な措置として取り扱わない。

- ハ その他の危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有する装置

過熱等によるカセットボンベ内の圧力の上昇を感知し、自動的にカセットボンベからカセットコンロ本体へのガスの供給を停止することにより、火を消す装置である圧力感知安全装置等をいう。

その他、家庭用ガスコンロに組み込まれているグリルに、次のいずれかの機能が設けられたものについても防火上安全な措置が講じられたものとして取り扱う。（当該機能の有無は、家庭用ガスコンロの取扱い説明書等により確認すること。）

- (イ) グリル過熱防止機能

グリル庫内やグリル受け皿の温度の過度な上昇を感知して自動的にガスの供給を停止し、火を消す機能をいう。

- (ロ) グリル消し忘れ機能及び炎あふれ防止機能

グリル消し忘れ機能については、グリル庫内やグリル受け皿の温度の過度な上昇を感知して自動的にガスの供給を停止し、火を消す機能をいう。

炎あふれ防止機能については、グリル庫内で発火した場合でも、グリル庫内からの炎あふれを防止する機能をいう。

※ 鍋等からの吹きこぼれにより火が消えた場合に、ガスの供給を停止してガス漏れを防止する立ち消え防止安全装置については、防火上有効な措置として取り扱わない。

3 付加設置

- (1) 省令第6条第3項に規定する少量危険物又は指定可燃物の貯蔵又は取り扱う数量の算定は、「少量危険物・指定可燃物運用基準」の例によること。

- (2) 省令第6条第4項に規定する「変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備」とは、次に掲げるものをいうものであること。

イ 蓄電池設備で、蓄電池容量が10キロワット時以上のもの（蓄電池容量が20キロワット時以下のものであって出火防止措置が講じられたものとして消防庁長官が定めるものを除く。）

ロ 直流にあつては750V以上、交流にあつては600V以上の電路に接続する電気機器で、次に掲げるもの（可搬式のものを含む。）

(イ) 発電機、配電盤又は電動機

(ロ) 変圧器（出力が5KVA以上のものに限る。）

(ハ) 溶接機（出力が5KVA以上のものに限る。）

(ニ) 静電装置設備

(ホ) 整流器（出力が5KVA以上のものに限る。）

(ヘ) その他、(イ)から(ホ)に類するもの

ハ 急速充電設備（全出力20kw以下のものを除く。）

- (3) 省令第6条第5項に規定する「その他多量の火気を使用する場所」とは、次に掲げるものをいうものであること。

イ 学校給食用、家庭科教室の厨房、営業用の厨房など（個人の厨房及び事務所等で使用されている小規模な給湯室（入力21kw未満）を除く。）

ロ 営業用食品加工炉及びかまどを設置する場所

ハ 工業炉及びかまどを設置する場所

ニ 熱風炉、多量の可燃性のガス又は蒸気を発生する炉のほか、据付面積2㎡以上の炉（個人の住居に設けるものを除く。）を設置する場所

ホ 公衆浴場の火焚場

ヘ 火葬場のかま場

- ト 焼却炉（入力 21kw 未満を除く。）を設置する場所
- チ サウナ設備を設置する場所（個人の住居に設けるものを除く。）
- リ くん製設備を設置する場所（個人の住居に設けるものを除く。）
- ヌ ボイラー又は給湯湯沸設備（入力 70kw 未満のもの及び個人の住居に設けるものを除く。）
を設置する場所
- ル 温風暖房機（入力 70kw 未満のもの及び個人の住居に設けるものを除く。）を設置する場所
- ヲ 乾燥設備（個人の住居に設けるものを除く。）設置する場所
- ワ 内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機（入力 70kw 未満のもの及び個人の住居に設けるものを除く。）を設置する場所

(4) 条例第 10 条に規定する「火花を生ずる設備」とは、グラビア印刷機、ゴムスプレッダー、起毛機、反毛機、製綿機、放電加工機その他操作に際し火花を生じ、かつ、可燃性の蒸気又は微粉を放出する設備をいう。これら「火花を生ずる設備」のある場所についても消火器具 A 2 能力単位以上の付加設置とする。◆

4 付加設置の取扱い

- (1) 政令別表第 1 (16)項に掲げる防火対象物の消火器具の設置については、条例第 35 条第 3 項の適用を受け、管理について権原を有する者の使用する部分ごとに設けなければならないが、同項中(5)項口の部分に限り、共用部分に消火器具を設置した場合に、同条同項の規定によらないことができる。
- (2) 政令第 10 条第 1 項又は条例第 35 条の規定に基づき防火対象物に設置される消火器具が省令第 6 条第 4 項又は第 5 項の規定に基づき電気設備、ボイラー室等に設置される消火器具と同一の適応性を有し、かつ、能力単位の合計及び歩行距離を満足する場合にあっては、重複設置は必要ないものとしてすることができる。
- (3) 屋外及び屋上の電気設備、ボイラー等については、設置を要しないものとする。
- (4) 政令別表第 1 に掲げる防火対象物に住宅が混在している場合の住宅部分については、設置を要しないものとする。

5 能力単位の算定方法

- (1) 政令第 10 条第 1 項と条例第 35 条の規定の適用は、次によること。なお、防火対象物の一部が政令の適用を受ける場合は、政令の適用部分は省令第 6 条の規定を適用し、政令の適用を受けない部分は 1 単位以上の数値の設置とすること。◆

(例 1) (16)項イ 延べ面積 300 m²～当該防火対象物の能力単位は 3 単位

(15)項 150m ²	条例規制 1 単位
(3)項口 150m ²	政令規制 2 単位

原則防火対象物の階ごとに、その各部分から一の消火器具に至る歩行距離が 20m以下となるように設ける必要がある。

(3)項口 150 m² ÷ 100 m² = 1.5 2 単位
(小数点以下切上げ)

(15)項 1 個で 1 単位以上

(例2) (16)項イ 延べ面積 360 m²～当該防火対象物の能力単位は3単位

(15)項 180m ² 条例規制 1単位	
(4)項 70m ² 条例規制 1単位	(7)項 110m ² 条例規制 1単位

原則防火対象物の階ごとに、その各部分から一の消火器具に至る歩行距離が 20m以下となるように設ける必要がある。更に各用途が政令の適用を受けず、全てが条例規制を受け、各項の管理について権原を有する者が異なり複数となる場合、各項、各1個で各1単位以上を設置すること。

(例3) (16)項イ 延べ面積 300 m²～当該防火対象物の能力単位は1単位

個人住宅 240 m ²	
(3)項ロ 60 m ²	政令規制 1単位

原則防火対象物の階ごとに、その各部分から一の消火器具に至る歩行距離が 20m以下となるように設ける必要がある。

$$3 \text{ 項ロ } 60 \text{ m}^2 \div 100 \text{ m}^2 = 0.6 \text{ 1単位}$$

小規模特定飲食店等（政令規制）に該当する場合、同用途部分における火気用消火器の付加設置については不要（無窓階、少量危険物施設等が屋内にある場合を除く。）

個人住宅については、設置を要しない。

（小規模特定飲食店等に該当しない場合は条例規制）

(2) 少量危険物、指定可燃物の算定

イ 少量危険物（灯油タンク 490 Lを貯蔵する場合）～少量危険物部分の能力単位は1単位

$$490 \text{ L} \div 1,000 \text{ L (指定数量)} = 0.49 \cdots \cdots 1 \text{ 単位}$$

ロ 指定可燃物～指定可燃物部分の能力単位は1単位

(イ) 倉庫内に綿花類を 4,000kg 貯蔵する場合

$$4,000 \text{ kg} \div (\text{政令で定める数量 } 200 \text{ kg} \times 50) = 0.4 \cdots \cdots 1 \text{ 単位}$$

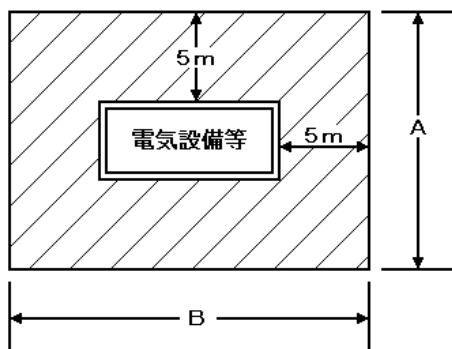
(ロ) 倉庫内に紙くずを 5,000kg 貯蔵する場合

$$5,000 \text{ kg} \div (\text{政令で定める数量 } 1,000 \text{ kg} \times 50) = 0.1 \cdots \cdots 1 \text{ 単位}$$

(3) 電気設備（屋内変電設備 床面積 150 m²）

$$150 \text{ m}^2 \div 100 \text{ m}^2 = 1.5 \cdots \cdots 2 \text{ 個}$$

電気設備部分の床面積の算定は、設置部分の周囲を水平距離 5 mの線で囲んだ部分の面積（同一室内に 2 以上の電気設備が設置されている場合は、その合計面積をいう。以下、多量の火気を使用する部分の算定にあっても同様の取扱いとする。）



当該設備の床面積
A × B で算出

注) なお、水平距離 5 m の範囲が、設置している電気室等以上の範囲となる場合において、当該室の壁、床、天井が不燃材料、出入口が防火設備である防火戸（自閉式又は煙感知器連動閉鎖）で区画されている場合は、当該区画された部分の面積とする。

- (4) 多量の火気を使用する場合(ボイラー室 床面積 50 m²)～当該部分の能力単位は 2 単位
 $50 \text{ m}^2 \div 25 \text{ m}^2 = 2.0 \dots\dots 2 \text{ 単位}$

6 標識

省令第 9 条第 4 号に規定する標識の形状等は、以下のとおりとする。
 短辺 8 cm 以上、長辺 24 cm 以上、色は地を赤色とし文字は白色、文字の大きさは 5 cm 角以上とすること。◆

7 簡易消火用具

- (1) 材質等
 イ 水バケツ及び消火専用バケツの容量は、10 L 以下で、かつ、容易に変形しないものであること。
 ロ 膨張ひる石は、日本産業規格（産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 17 条第 1 項の日本産業規格をいう。以下第 1 において「JIS」という。）A 5009 に、膨張真珠岩（真珠岩を材料としたものに限る。）は、JIS A 5007 にそれぞれ適合するものであること。
- (2) 設置の能力単位
 設置する箇所ごとに、省令第 6 条第 1 項の規定に定める能力単位が 1 以上になるように設けること。